

生徒用タブレット利用ガイドライン（案）

1. 制定の目的

本ガイドラインは、生徒に貸与する学習用タブレットの安全かつ効果的な活用を推進するために策定するものである。学校教育の中核である「学びの質の向上」を第一とし、併せて以下の目的を達成する。

- **学習効果の最大化**：個別最適な学びと協働的な学びの双方を実現する。
 - **情報モラル育成**：情報社会における責任ある行動を習慣化する。
 - **安心・安全の確保**：トラブル防止と速やかな対応体制を整備する。
 - **家庭・地域との連携**：学校・家庭が一体となって生徒の健全な利用を支える。
-

2. 適用範囲

- 本ガイドラインは、公立中学校に在籍する全生徒および貸与タブレットに適用する。
 - 教職員は管理責任を負い、保護者は家庭での利用を支援する立場とする。
-

3. 基本理念と責任分担

1. 生徒

- 貸与された端末を責任をもって利用・管理する義務を負う。
- 授業内外を問わず「学習第一」を原則とする。

2. 教職員

- 授業での適正利用を指導し、違反やトラブルに対して適切に対応する。
- 利用記録・端末管理の状況を定期的に確認する。

3. 保護者

- 家庭における学習環境整備と使用ルールの徹底に協力する。
 - トラブルが発生した場合、学校と連携し速やかに対応する。
-

4. 利用ルールの詳細

（1）授業内での利用

- 教員の指示に従い、学習活動に必要なアプリ・サイトのみを利用する。
- 授業中に不適切な利用が確認された場合、即時利用を停止し指導を行う。
- 授業記録（写真・動画）の撮影は許可制とし、公開・共有範囲は教員が判断する。
- ペア・グループでの協働学習においては、役割分担（調べる・記録する・発表する）を明確にし、全員が活用できるようにする。

（2）家庭での利用

- 利用目的は **宿題・予習復習・調べ学習・発表資料作成** に限定する。
- 原則として **22 時以降の使用を禁止** する。

- 家庭での利用はリビングなど家族が見える場所を推奨する。
- 長時間利用を避け、1回の利用は60分を目安とする。

(3) アカウント・セキュリティ管理

- パスワードは年1回以上変更し、他者と共有しない。
- 不審なメール・添付ファイル・URLにはアクセスしない。
- SNS・掲示板への不用意な投稿は禁止する。
- 違反行為があった場合、ログ確認に基づき指導する。

(4) 端末の管理・持ち運び

- ケースに入れて持ち運ぶことを義務化する。
- 雨天時はビニール袋などで防水対策を行う。
- 登校時は必ず満充電にして持参する。
- 家庭での充電時は火災防止のため就寝中の充電を避ける。

5. 禁止事項

- SNS・チャットアプリによる無断連絡や誹謗中傷。
- 不適切サイト（暴力・わいせつ・賭博など）へのアクセス。
- 著作権・肖像権を侵害する利用（音楽・動画・画像の違法ダウンロード）。
- 端末の改造、勝手なアプリインストール・削除。
- 貸与端末を友人や家族など第三者に貸与すること。

6. トラブル対応

1. 破損・紛失時

- 生徒は速やかに担任またはICT担当教員に報告する。
- 故意または重大な過失の場合、保護者と協議の上、弁償を求める場合がある。

2. 不適切利用が判明した場合

- 軽度：口頭注意、利用一時停止、家庭連絡。
- 重度：一定期間の利用停止、保護者呼び出し、校長指導。
- 重大：教育委員会への報告、警察との連携も含めた対応。

7. 啓発・研修

- 年2回の「情報モラル授業」を実施（例：SNSトラブル、防災時のICT活用）。
 - 生徒・保護者対象に「家庭でのICTルール」説明会を実施。
 - 教職員に対しては年1回以上のICT研修を実施し、指導力を高める。
-

8. 評価と改善

- 年度末に「タブレット活用アンケート」を生徒・保護者・教職員対象に実施。
 - 使用状況データ（アクセス履歴、課題提出率、故障件数）を ICT 委員会で分析。
 - 改善案をまとめ、次年度の職員会議で改訂する。
-

9. 附則

- 本ガイドラインは職員会議で承認された日から施行する。
- 毎年度、ICT 推進委員会が中心となり見直しを行う。
- 保護者・生徒に書面および学校ホームページで周知する。